

## 第2回 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会 会議録

日時：令和5年10月27日（金）

午前10時～正午

場所：葛飾区役所 701・702 会議室

### <次第>

#### 1 開 会

#### 2 議 題

(1) 第2期葛飾区地域福祉計画の素案について

**資料1** 第2期葛飾区地域福祉計画素案

(2) パブリックコメントの実施について

**資料2** 第2期葛飾区地域福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの実施について

#### 3 その他

#### 4 閉 会

## 1 開 会

委 員 長：ただいまから、第2回葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会を開催いたします。

～委員紹介～

会議に先立ちまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事 務 局：～事務連絡・配布資料確認～

委 員 長：本日傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。

事 務 局：本日の会議では、傍聴を希望されている方は4名です。うち1名が遅れて参加いたします。

委 員 長：それでは、傍聴の方に入ってください。

—傍聴者入室—

## 2 議 題

(1) 第2期葛飾区地域福祉計画の素案について

事 務 局：～資料1 計画概要・基本目標1について説明～

委 員 長：計画概要・基本目標1で、ご意見ありますでしょうか。

49ページの説明で、今後コラムと用語解説が付くとありましたが、非常に重要だと思います。国からの専門用語や流行りの言葉が行政で使われたりするので、区民目線で専門用語がきちんと伝わる努力が必要だと思います。

コラムで「重層的支援会議、支援会議とは」というのがありますが、そもそも重層的支援体制整備事業とは何か、ここで説明するのですか。

事 務 局：重層的支援体制整備事業の法的な位置付け等は、基本目標3の17ページで、社会福祉法第106条の4第2項各号に定める「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの取組を柱とし、これらを効果的かつ円滑に実施するため、「多機関協働による支援」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を加えた5つの事業を一体的に実施するものと記載しています。

委員 長：コラムにはなぜ会議を入れたのですか。

事務局：重層的支援会議は、支援プランの適切性の協議や支援プラン終結時等の評価などを行う会議です。支援会議は、個別のケースについて、関係機関が情報共有をしながら支援方針を検討する会議です。それぞれの会議の特徴やどう活かしていくのかは、計画の本文には書けないので、コラムとして外出しにしています。

委員：5 ページの基本目標 2 の取組方針 4 「災害時要配慮者対策の強化」とありますが、災害時要配慮者とはどういう意味なのでしょう。用語解説にも載せていただければと思います。

事務局：災害時要配慮者については、葛飾区地域防災計画の中で定められておりまして、どういう方々かということを用語解説に追加したいと思えます。

委員：3 点質問があります。まず 8 ページの取組方針 2 で、「ボランティア・地域貢献活動センターでは、法務、労務、税金、会計など専門的事項について、弁護士、税理士、社会保険労務士による相談を実施しています。」とありますが、これはボランティアでやっていただいている無料相談という認識でよろしいでしょうか。

委員：無料です。

委員：無料なのであれば、「相談を無料で実施しています。」と書いてあれば気軽に相談できると思い、質問をさせていただきました。  
2 点目は、10 ページで「学齢期において、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ります。」とありますが、これは公立学校だと思うのですが、障害のあるお子さんと障害のないお子さんは、年に 1 度くらい交流をされているのでしょうか。

事務局：障害の状況にもよりますが、特別支援学級とか、学校の中で通常のクラスに在籍するという取組は進んでいると聞いています。

委員：小学校の話ですが、学区域に住んでいて特別支援学校に通っているお子さんは、学校は別々ですが生活領域は一緒ということで、交流学习というものを行っています。以前勤めていた学校では、葛飾盲学校が側にあったので、そこのお子さんと一緒に活動をしたりする交流の機会が月に1回程度ありました。どこの学校でも交流学习は行っていると思います。

委員：障害のあるお子さんの父兄の方から相談があるものですから、月に1回程度交流の機会があると知って安心しました。  
3点目は、認知症の問題です。10 ページで「認知症カフェの設置を推進し」とありますが、どこに認知症カフェがあるのかという質問が来ます。ホームページに載せているとか周知の方法について教えてください。

副委員長：認知症カフェについては、高齢者総合相談センターを中心に、定期的に開催しています。地域の中では周知を行っていますが、ご指摘がありましたので、広くわかりやすいように周知していきたいと思えます。

委員長：国でも認知症問題を政策的に注視していますし、区でも色々やっているとありますが、もう少しPRすることが必要だと思います。

委員：10 ページに「自治町会や民生委員・児童委員など地域の方々を中心となって、地域での困りごとや心配ごとの解決に向けた活動（小地域福祉活動）を通して、「お互いの顔が見え、地域で支え合いながら安心して暮らせる」関係づくりを進めていきます。」とあります。前回の計画を作った時はこれでいいと思いましたが、現在の小地域福祉活動はこれだけではなく、すそ野が広がっていて、20年近くの活動を通して、それぞれの地域がそれぞれの特色や地域資源を活かしながら、当初の目的とは違うようなことも始めています。小地域福祉活動を通してと言われると違和感があります。

委員：確かに、それぞれ19か所でやっている活動を見ていると、ここに書かれている内容だけではなく、もっと広がりがあると思います。ですので、ここで「小地域福祉活動」と言ってしまうと、これだけに限定

されてしまう恐れがありますので、その部分は削除した方がいいと思います。

委員長：私は、社会福祉協議会の計画の委員長でもあり、小地域福祉活動を立ち上げました。委員がおっしゃるように、小地域福祉活動の理念と現実という部分は検証しなければいけないと思いますが、社会福祉協議会は小地域福祉活動に力を入れて取り組んでいるので、文言を現場とすり合わせていただければと思います。

委員：10 ページで「学齢期において、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ります。」とありますが、学齢期に範囲を指定した意図はあるのですか。地域との交流だと、保育園のお子さん等もおられ、学齢期と限定する必要はないと思います。  
あと、2 ページで「葛飾区子ども・子育て基本構想」とありますが、現在作成中なので「仮称」と入れていただきたいです。

事務局：学齢期については、学齢期のインクルーシブ教育であったり、成長過程において交流の観点が必要ではないかということで、教育委員会と調整して入れさせていただきました。ここに保育園等、それ以前の記載が加えられるのであれば、子育て支援部と調整して記載したいと思います。  
2 ページの「葛飾区子ども・子育て基本構想」については、現場の担当者と調整させていただきます。

委員長：基本目標 2 に進みます。事務局より説明をお願いします。

事務局：～資料 1 基本目標 2 について説明～

委員：取組方針 1 (1) 人材の確保・定着について、非常に大事なテーマであると思います。「従事する職員の確保が難しくなっています。」とありますが、どのような要因で確保が難しいのか教えてください。例えば、新卒の採用が減っているのか、継続して働くことが難しく離脱して減っているのか、理由によって対応が変わってくると思います。また、児童相談所では、全国的に 50%以上が雇用勤続年数 3 年目未満の職員で構成されていると言われていて、続けることが難しい職場と

いう話もあるので、原因がどこにあるのかお聞きしたいと思います。それによっては、雇用形態を安定させるとか、メンタルヘルスのサポートをする等対応が出てくると思います。

あと、取組方針2で、関係機関とのスムーズな連携を図るための人材の育成を行うということで、内容として相談面接の技法研修を実施するとなっていますが、おそらく技術以上に各職員の忙しさ、キャパシティがいっぱいいっぱい、各関係機関や横の連携が難しいのではないかと感じます。技術だけではなく人員を増やす等の対応が求められるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：人材に関しては、分野によって共通のものと違うものがあると思います。介護の分野だと、区でアンケートを実施しましたが、利用者との人間関係や職場内での人間関係、将来のキャリアが描きにくい等の課題が出ています。もちろん処遇の話も出ています。アンケートを見ながら、区で出来ることをやっていきたいと思っています。

2つ目の質問の人員について、各事業所の皆さんもそうですが、区の職員、特に相談業務に関しては、かなり負担がかかっています。計画には書きにくいですが、人材の確保と育成、一方で、税金でやっているの、どうやって区の他の業務を効率化してやっていくのか、関係課と協議しながら進めているところです。

委員長：非常に難しく深刻な状況です。福祉系の大学でも、福祉を希望する学生が激減しています。子どもが少なくなっていることもあり、地方の福祉系の大学は定員割れしている状況で、学科を他に変更する動きもあります。首都圏の大学でも、特に高齢者分野への希望は激減しています。施設側も人材派遣の会社を利用して、多額のお金を支払っているという現実もあり、根本的な問題を考えなければならない時期に来ていると思います。

委員：取組方針1（5）従事者のメンタルヘルスの推進について、「従事者が心身のストレスを軽減し」とありますが、具体的にどのようなことを考えているのでしょうか。

もう1点は、取組方針4の災害時要配慮者対策の強化について、「区内の介護事業者・障害福祉サービス等事業者に対して」とありますが、医療・保健サービスは考えていないのでしょうか。例えば、歯科医師会では要介護者の移送サービスを行っていますが、医師会では糖尿病

の方や透析の方等、要配慮の方がいらっしゃると思います。この文章だと考慮されていないと感じるのですが、いかがでしょうか。

事務局：メンタルヘルスに関しては、大事ではあるけれども即効性について苦慮しているところです。地域福祉計画であるので、区だけではなく、皆で取り組んでいこうということで書かせていただきました。

2点目の災害時要配慮者に関しては、現在福祉部で個別避難計画の策定を進めているので書いたのですが、健康部とすり合わせて、書ける部分があれば、記載したいと思います。

委員長：ハラスメントの防止について、介護保険課でアンケート調査を実施していて、具体的な議論が進んでいます。調整しているとは思いますが、もう少し表現を協議して、もう一步進んだ案が記載できるよう確認してください。

それでは、基本目標3に進みます。事務局より説明をお願いします。

事務局：～資料1 基本目標3について説明～

委員：社会福祉協議会では、平成19年から身近な地域で住民同士が理解し、支え合うという目的で、小地域福祉活動を行っています。現在19の地区センター館内を活動単位として、属性にこだわらず高齢者や障害のある方、子育て中の方等、全ての方々を対象として活動を実施しています。19のそれぞれの地区で地区担当を決めて、積極的に地域に出向き、継続的に地域と関わる中で、様々な関係者から顔を覚えてもらい、情報も入りやすくなっています。地域に出向き、地域の力を大切にしながらやっている小地域福祉活動について、重層的支援体制整備事業の中では、地域づくりに向けた支援事業や、参加支援事業に位置付けられ、区から受託を受けて体制を強化するという事に資するような方法になると思いますが、今の説明の中に小地域福祉活動が入っていないので、どういう認識なのかお伺いしたいです。

それから、体制を見ると、くらしのまるごと相談課が直営で、全てをやる形になっていますが、くらしのまるごと相談課は、相談員の方6名と一般事務の方5名、それに課長という体制の中で、直営でやっていくのは難しいのではないかと思います。くらしのまるごと相談課を立ち上げる時に、社協からもSSWの資格を持っている者を2名送って、一緒にやってきていますが、SSWを育成するにも都社協等の研

修で3年かかるので、今後もくらしのまるごと相談課を中心とした直営の体制で、重層的支援体制整備事業をやっていくなら、くらしのまるごと相談課の体制の強化が必要になると思います。その点についての見解をお示してください。

事務局：重層的支援体制整備事業について、補助金との関係もあり、どういう事業をやるのかという要件があり、社協の方ともお話をしましたが、区の補助としては位置付けが難しい部分があります。例えば、地域づくりに向けた支援事業の中に入れられるかを検討しましたが、事業名としては入れなかったという事情があります。そのため、25ページの生活困窮者支援等のための地域づくり事業で、地域の福祉ニーズや社会資源の把握を行い、プラットホームを作っていくという事業なので、こちらに書いてあるように、社会福祉協議会の地域貢献活動センター等と連携をしながら、やっていけたらと思います。

2点目のくらしのまるごと相談課の体制強化については、くらしのまるごと相談課だけですべてを受け入れるのではなく、今でも庁内の色々な課や社会福祉協議会の方と連携をしながらやっています。その調整機能役としてどこまで強化していくか、それぞれの部門をさらに強化していくかは、今後の課題を見ながら、そして社会福祉協議会の取組のさらなる推進を考えながらやっていきたいと思っています。

委員：重層的支援体制整備事業は都内の12の自治体でやっていて、その全てで社会福祉協議会が何らかの事業を受託してやっています。くらしのまるごと相談窓口を5月に開設されましたが、重層的支援体制整備事業の移行準備事業に区が名乗りを上げているのは知らず、都社協から連絡があって知りました。それぞれの社協が受託を受けている、これは関係機関との連携が大事になりますが、その関係機関に対する体制を強化することが、区の役割の1つでもあると思います。関係機関が一体となって進めていくものだと思いますので、何らかの形でうちでも受託できればと思いますのでよろしくお願いします。

委員：4ページの基本目標3で、元々「包括的な支援体制」とあり、今回「包括的かつ重層的な支援体制」となっています。包括性と重層性は違うと思っていますが、17ページ以降の基本目標3で、重層的支援体制を作るとは書かれていなくて、どこを見ても包括的な支援体制と書



かれています。そもそも重層性ということに対して、今回の計画でどのように捉えているのでしょうか。

事務局：包括性と重層性を事業や体系的に分けにくい部分があります。今後、色々なフェーズでやる支援の方法が必要だと思いましたが、まずは取組として今の計画を付けました。今後課題を出しながら、この会議や分科会等で検討していきたいと思えます。

委員長：国レベルでも用語的にはかなりバラバラで、包括的というのは歴史がありますが、重層的というのが突然出てきて、十分協議されておらず、まだまだ整理されていないのが現状です。  
28 ページの図に支援会議とありますが、これだけではわからないので、伝わるように工夫をお願いします。最後のコラムに載せるより、最初に説明がある方がいいと思うのですがいかがですか。

事務局：具体的に書かないといけないので、計画の本文よりも 28 ページの近い所にコラムを入れたいと考えています。

委員長：基本目標 4 に進みます。事務局より説明をお願いします。

事務局：～資料 1 基本目標 4 について説明～

委員：32 ページの図の一番下で「関係団体・専門職団体」、「地域団体等」と四角で囲われていますが、吹き出しのような形で、例えばどういう団体があるのか記載されているとわかりやすいと思えます。  
2 点目は、33 ページで「生活支援コーディネーターを日常生活圏域に配置しています。」とありますが、今 240 町会あり、どこに配置されているのか区民の方はわからないので、表記を工夫していただければと思えます。

事務局：計画の表記については、わかりやすいようにしたいと思います。生活支援コーディネーターについては、高齢者支援課で各高齢者総合相談センターに配置していますが、町会の方への周知が足りないかもしれないので、福祉部内で周知するようにしたいと思います。

委員：32 ページの図について、理念として具体的な支援のタイミングから連携を図り、支援の中で出てきた課題を抽象化して、地域全体でどう扱うかを検討していく構図になっていると見ました。それぞれの連携が実際にどう行われるのか、会議体を設けて定期的に議論をするのか、もしやるのであれば、個人情報含め仕組みの整理が必要だと思うのですが、イメージがあればお聞かせください。

事務局：仕組みについては迷っている所があり、法で個別ケースも検討しているという定めがないと、個別ケースについてどのような支援をしたらいいかというのは検討しにくい部分もあります。その辺りは、子どものネットワークの会議や要対協の会議等との連携やノウハウを使いながら、考えていく必要があると思います。地域団体とのネットワークの会議では、社会福祉協議会のノウハウも大きいと思いますので、その力も借りながら、また、ここで新しく会議が必要な場合は、この会議の下に分科会等も設けながらやっていきたいと思っています。

委員：34 ページの災害時の助け合いの促進についてです。支援を必要とする方々が、災害時にどのように守られるかについて、個人情報の取扱いで、どこにどういった人がいて、どういう状況かというのは地域で掴みにくくなっています。行政からも名簿の配布をしていないので、どのように行っていけば良いのか想像が出来ません。例えば高齢者の場合、情報を把握していても、状況が変わり施設に入っていて、今は住んでいない等が起こる中で、緊急事態の時にどうすればいいのか見えてこなかったもので、お聞きしました。

事務局：法的な仕組みだと、個別避難計画で地域の方に情報を渡してもいいと本人が同意した場合で、区と町会が協定を交わしていれば、名簿を提供できるという仕組みです。同意をしないと非常時は渡せるけど、通常時は渡せない仕組みになっていたり、名簿の管理の負担という点で進まないところです。今は個別避難計画をケアマネの方などに入ってもらったりしながら進めていますが、どう取り組んでいけばいいのか、福祉部だけでなく危機管理課等と連携しながら進めていきたいと思っています。また、災害時要支援者に該当しない方が、日頃地域とどうコミュニケーションをとっていけばいいのか、色んなアプローチが必要だと思いますので、意見交換をしながら進めていきたいと思っています。

委員 長：災害絡みの個人情報の開示については、国の議論では解放の方向ですが、地域団体の方々との協議や、名簿対象者本人の理解等色々な要素もあり難しいところです。ただご指摘の通りですので、進めていただければと思います。

基本目標4のタイトルは、地域を主体とした福祉活動の推進となっていて、前提としては、新たに立ち上げたくらしのまるごと相談課があり、関係団体や地域団体、区民など色々な組織との関係が述べられています。くらしのまるごと相談課もアウトリーチはしていますが、相談に来ることが中心で、そこに至らない部分もあります。民間の組織とつないで地域の課題を把握するというのが、この基本目標4に関わる事なので、専門的な行政の施策と、色々な民間団体が動いている、そことの関係も意識した方がいいと思います。

委員：34 ページに、「困難事例や複数の課題を抱えている世帯への支援については、区や民間の相談機関、民生委員・児童委員などの地域の団体が密接に連携して対応していきます。」とあり、それはいいと思います。ただ 29 ページに、「自立相談支援窓口、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などの各支援関係機関と連携し」とあり、民生委員・児童委員は支援関係機関と連携はしますが、支援関係機関ではないので、誤解されるような書き方が気になります。

委員 長：言葉として、公と民間の役割分担の議論は、長い歴史があります。公私協働と言う事は簡単ですが、それぞれの地域団体が地域によってやっていることが違うので、一律で役割分担や協働ということでは済まないのが実情です。例えば民生委員の活動の位置付けもですが、地域の実情を踏まえた検討が必要だと思いたいますがいかがでしょうか。

事務局：29 ページに関して、記載の仕方を検討したいと思います。

委員 長：基本目標5に進みます。事務局より説明をお願いします。

事務局：～資料1 基本目標5について説明～

委員：45 ページに、「エンディングノートを配布する」とありますが、社協で作ったエンディングノートのことですか。それとは別のエンディングノートがあるのでしょうか。

事務局：社協で作っているエンディングノートです。

委員：社協で作っているものであるならば、それを書かないと、エンディングノートが欲しい時に、どこに問い合わせをすればいいのかわからないと思います。

委員長：社協とは別に区で配布するのかとなりかねませんので、書き方を検討してください。

委員：成年後見制度について、介護で費用が掛かっている中、東京に戸籍がある場合は司法書士等に頼むと安価な値段でできるが、東北や九州に本籍地があると、移動費等も含め専門家に頼むとお金がかかるという相談が地元の方からあります。70 万円程度掛かっているようで、社協の方にお尋ねしますが、助成制度はあるのでしょうか。

委員：成年後見制度の利用には至っていない方からの相談ということですか。  
4 親等以内の親族がいない場合は、区长申立てで成年後見制度が始まり、全く資力がない方に対しては、区からの補助制度があります。全く資力がないわけではない場合、本籍地が都内ではないということでお金が掛かるというのは、どういう意味なのかわからないですが、戸籍を取るにしても本籍地に行かずに済むので、もし必要であれば、個別にその話は相談いただけますか。

委員：複雑な権利関係をお持ちの方もいるので、相談があれば社協の方に対応をお願いするかもしれません。

委員：社協では専門相談も無料で行っているのです、ぜひ周知してください。

委員長：成年後見制度そのもののPRは葛飾区でも足りないのです、どうしていくかが重要だと思います。

委員：子どもの権利擁護の中で最たる人権侵害は虐待で、児童相談所の大きな柱の1つです。これまで子ども家庭支援課での相談や法的な介入を積極的に行うべく、組織的に色々な工夫をして設置しました。設置が10月1日なので、本格的な業務はこれからですが、既に親の同意が取れない子どもの医療へのつなぎや一時的な保護等踏み込んだ対応が必要な場合があります。

職員間でこれから注意していこうと話しているのは、子どもの意見形成についてです。子どもに聞くと、親と離れるのが嫌であるとか、叩かれるけど親が好きという中で、子どもの命や未来をどう守っていくか、親の行動改善も必要だが、子どもの意見をどうしていくか、心の中をどう表面化させていくか、これらを丁寧にしていかないと、親子の関係の見直しにつながらないので、技術的に困難な道筋を職員みんなで共有し進めていこうという話をしています。

施策的な話だと、46ページにあります。葛飾区子どもの権利条例が10月1日に施行されました。包括的に子ども達を守っていくためには、児童相談所の機能として、技術的な話として掘り下げていくとともに、地域全体で子どもを見守っていく視点を共有の理念として、共に手を携えていければと思っていますし、児童相談所がその中心となって進めていきたいと考えています。

委員長：葛飾区子どもの権利条例は、区のホームページからダウンロードできますので、ぜひ見ていただければと思います。

委員：46ページでは、子どもの意見表明に関してかなり触れられていて、こども基本法でも1つの柱であるので、区として推進していくことは非常に重要であると認識しています。その上で、46ページの下から3行目に「子どもの視点を大切に」という記載がありますが、その上の「子どもの意見の施策への反映」という表現と比べると、ややトーンが落ちる気がします。例えば「子どもの意見を十分に反映し」とか、きちんと子どもの意見を聞き反映するということが伝わる記載にいただけたらと思います。

委員長：もう1つ障害者の権利擁護の項目がありますが、何かご意見はありますでしょうか。

委員：障害者の権利擁護で大事なものは、本人は判断能力がないので、それをどのように守るか、本人の意思をどうやって反映するかです。

事務局：子どもの部分に関しては、表現を工夫したいと思います。障害者の部分に関しては、判断能力がない方をどのように支援していくかというのは難しいところですが、忘れてはいけない視点だと思っています。ガイドラインをつくる等の取組は進めたいと思いますし、区の職員や支援者の方々にも取組を広めていきたいと思っています。

#### (2) パブリックコメントの実施について

委員長：議題(2)に進みます。パブリックコメントの実施について、事務局より説明をお願いします。

事務局：～資料2について説明～

委員長：ご意見はありますか。

－質問・意見なし－

### 3 その他

事務局：～事務連絡～

### 4 閉会

委員長：以上で終わります。ありがとうございました。

以上